



## 災害復旧事業の執行について（通知）

技術基準の種類: 入札・契約  
通知日: 平成元年 10 月 5 日

（案 1）

各土木事務所長殿

受管第 号  
平成元年 10 月 5 日

土木部長

### 災害復旧事業の執行について（通知）

このことについて、建設省河川局防災課長から別添写しのとおり通知がありました。

ついては、特に需要の集中するコンクリートブロック等の製品において資材不足とならないよう、また品質管理が適切に行われるよう注意してください。

なお、各市町村長並びに業界に対しては、別添のとおり通知しています。

案 2 ～ 5 を別添として添付

建設省河防発第 106 号  
平成元年 9 月 25 日

鳥取県  
土木部長殿

建設省河川局防災課長

### 災害復旧事業の執行について

平成元年の局地的集中豪雨による災害復旧事業は都道府県及び指定都市において集中執行となることが予想されるため、下記事項に留意のうえ遺憾のなきよう万全を期せられたい。

なお、貴管下市町村（指定都市を除く）に対してもこの旨周知徹底されたい。

#### 記

1. 建設資材で特にコンクリートブロック等の需要が集中し、資材不足及び品質の確保について業界への指導を適切に行うように万全を期せられたい。
  2. コンクリートブロック等の工場製品の製作と品質管理については、製造責任者として社団法人全国土木コンクリートブロック協会で認定した土木用コンクリートブロック技士の資格をもつ技術者あるいは、これと同等以上の知識経験を有する技術者が常駐し、これを行うものとする。
- （注）製造責任者として工場製品の製造管理に責任をもつ技術者とは技術士法第 14 条の規定による技術士（コンクリートを専門とするもの）社団法人日本コンクリート工学協会の認定によるコンクリート主任技士、コンクリート技士、社団法人全国土木コンクリートブロック協会の認定する土木用コンクリートブロック技士の資格をもつ技術者又は、これに相当する技術力を有するものをいう。